

徳島県科学技術県民会議 設置要綱

（目的及び設置）

第1条 本県では、製薬やLEDなど、世界規模の生産拠点を有する強みを活かし、様々な科学技術の振興に努めてきた。今後、これらの取り組みをさらに推進させるとともに、地域における様々な課題解決を図るため、科学技術振興に係る総合的な施策の方向性等について検討し、その提言を求めるため、徳島県科学技術県民会議（以下、県民会議という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 県民会議は、本県の科学技術振興に関する次の事項について検討・提言を行う。

- （1）産学民官の連携による事項
- （2）人材育成に関する事項
- （3）機運醸成に関する事項
- （4）専門的な技術振興及び研究開発に関する事項
- （5）その他知事が必要と認める事項

（委員）

第3条 県民会議は、30名以内の委員で構成し、知事が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は1年間とし、再任はこれを妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 県民会議には会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は2名を置き、会長の指名によりこれを定める。

3 会長は、県民会議を統括し、副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 県民会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、県民会議以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

3 会議の議長は、会長が行う。

（専門部会）

第7条 県民会議は、分野別の専門的議論を深めるため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の運営に必要な事項については、別に定める。

（事務局）

第8条 県民会議の事務局は政策創造部に置く。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。